

○草加市立中学校の学校選択に関する規則

〔平成18年3月1日〕
教委規則第 6号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市立小中学校の通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則(昭和60年教委規則第2号)第5条に定める学校選択について必要な事項を定めるものとする。

(学校選択)

第2条 次に掲げる者の保護者は、この規則の定めるところにより、児童又は生徒を就学させる草加市立中学校(以下「中学校」という。)の選択を申し出ることができる。

- (1) 草加市内に住所を有し、翌学年の初めから中学校の第1学年に就学する者
- (2) 草加市外から転入し、中学校に就学する者

(選択の範囲)

第3条 学校選択の対象となる学校は、草加市立学校設置条例(昭和39年条例第33号)別表第2に定める中学校とする。

(選択の申請等)

第4条 第2条の規定により就学する中学校を選択しようとする児童又は生徒の保護者は、草加市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する期日までに、中学校選択申請書(第1号様式又は第2号様式)を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請状況を公表するものとする。

(申請内容の変更)

第5条 前条第1項の申請を行った児童の保護者が、申請内容を変更しようとするときは、教育委員会が指定する期間に、中学校選択変更届(第3号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(受入可能人数)

第6条 教育委員会は、中学校ごとに学校施設の状況、就学予定者の人数等を考慮し、各中学校の受入可能人数(以下「定員」という。)を決定するものとする。

(抽選)

第7条 教育委員会は、第4条第1項の申請（第5条の届出があったものについては、変更後のもの）した者が定員を超えたときは、抽選により就学すべき学校を指定する。

（学校情報の提供）

第8条 教育委員会は、保護者の学校選択の選考に資するため、学校情報の提供に努めるものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、学校選択の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行の前になされた第4条から第7条までに定める学校選択等に関する手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。